

## 前橋市高齢者支援配食サービス事業委託業務仕様書

### 1 件名

前橋市高齢者支援配食サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）委託業務

### 2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 履行場所

前橋市内全域

### 4 目的

在宅で調理することが困難な高齢者や低栄養の予防や改善が必要な高齢者に対し、栄養量及び高齢者の身体の状況を考慮した食事を定期的に提供することにより見守りを行い、「食」の自立を支援し、もって高齢者の健康の保持及び疾病の予防を図ることを目的とする。

### 5 業務内容

#### (1) 食事の調理

食事内容は1食につき500円以上（おかずのみの場合は450円以上）の食事とし、調理内容は調理業務仕様書による。

#### (2) 配食の実施

ア 地域包括支援センター職員又はプランチ職員又は担当ケアマネジャーが作成したケアプランに応じた日時に利用者宅に配食を行う。

イ 配食は原則として手渡しとする。利用者の身体状況により、食卓への配食やふたを開けるなどの配慮を行う。

ウ 配食時に受け取りの確認として利用者から捺印又はサインをもらい、本事業の実績として提出する。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当面の間、本人の同意を得られた方は、配達時間の記録と配達員のサインで実績報告が出来ることとする。利用者からの捺印又はサインに戻す場合は市から通知する。

エ 利用者への配食時間は、利用者の喫食時間、衛生管理を考慮し、昼食は概ね9時から12時、夕食は概ね15時から18時とする。

#### (3) 食器の確保及び管理

食器は常に必要数を完備し、衛生管理に気をつけ清潔に保つ。

#### (4) 配食の休止・停止・再開の連絡調整

利用者からの休止・停止・再開の連絡を隨時受け付け（受付可能な時間等を事前に利用者に知らせておくこと）、対応する。その他配食に関する利用者からの問い合わせに対応する。

## (5) 利用者の見守り

配食時に利用者へ声かけや健康状態の確認を行い、見守りを行う。異常等があった場合は速やかに事前に協議した緊急連絡先等に連絡をとる。

## 6 業務管理

事業者は、配食にあたって、事業者の職員を従事させ、配食に係る一切の指示及び統制について、責任をもって行う。また、事業者の職員に対し、徹底した管理体制を確立する。

## 7 実施状況報告

事業者は、1か月毎に、次の事業実績報告書を翌月10日までに市へ提出する。なお、献立表の書式については、A4判で形式は自由とする。

(1) 前橋市高齢者支援配食サービス事業実績報告書（介護予防・生活支援サービス事業）

（様式1-①）

(2) 個人別実績表（介護予防・生活支援サービス事業）（様式2-①）

(3) 利用確認表（業者配食）（様式3-①）

(4) 前月分の献立表 1食ごとの食事内容、栄養量（エネルギー・たんぱく質・脂肪エネルギー比率・カルシウム・鉄・塩分及び平均栄養量）を記載したもの

## 8 委託料及び利用者負担金

(1) 委託料は、見守り配送料として1食当たり204円（税込）とする。ただし、市で定めた者に対しては1食当たり305円（税込）とする。

(2) 利用者負担金は、配食料金から1食当たり200円または、市で定めた者に対しては300円を差し引いた額とする。

## 9 委託料の支払い

委託料は、7項の事業実績報告書を確認後、事業者の請求に基づいて支払う。ただし、市の利用決定がおりていない者については、決定後速やかに請求を受け支払うこととする。

## 10 利用者負担金の集金

利用者負担金は、事業者が利用者から個別に集金する。集金の方法については、事業者と利用者が決め、事業者が一切の責任を負うこととする。

## 11 サービスの改善について

利用者の苦情・不満・相談に応じ、サービスの改善を行う等、迅速な対応で質の向上を図る。また、利用者のサービスに対する満足度を測るために、喫食調査、アンケート等を実施し、その結果は市に報告するとともに、今後の配食サービスの向上・改善に反映させる。

## 12 業務での遵守事項

(1) 公衆衛生に関する法令等を遵守すること。

(2) 便乗販売をしないこと。

(3) 高齢者への対応に配慮すること。

- (4) 市からの業務に関連する情報提供の求めがあった場合には速やかに応じること。
- (5) 一般の配食利用者に対する本事業に関する過剰な勧誘は控えること。
- (6) 本委託業務を請け負っていることについて営業目的で公言しないこと。

#### 13 秘密の保持

業務上知り得た個人情報を保護し、漏洩しないよう万全を期さなければならない。

#### 14 その他

- (1) 契約書の作成等のために必要なため、業務委託決定後直ちに、消費税及び地方消費税の課税事業者にあっては「課税事業者届出書」を、消費税及び地方消費税の免税事業者にあっては「免税事業者届出書」をこの委託業務の担当課（前橋市福祉部長寿包括ケア課）へ提出するものとする。

なお、これらの届出書の提出に当たっては、それぞれ別紙の様式第1号又は様式第2号を利用することとし、課税期間の記載については、契約締結予定日を含む事業年度（個人事業者の場合は1月1日から12月31日まで）を記入するものとする。

- (2) 本事業については、令和3年度介護保険特別会計の予算成立を条件とする。

#### 15 担当

前橋市福祉部長寿包括ケア課介護予防係

担当者 藤田・深津

電話 直通 027-898-6133

代表 027-224-1111